

## V リーガルサービスの充実

### 1 法律相談センター

#### (1) 運営状況

東弁が運営に関わっている常設の法律相談センターは、池袋、北千住、霞が関、新宿、錦糸町、蒲田、八王子、立川及び町田の各センターであり（島嶼部を除く。）、このうち東弁が単独で運営しているのは、池袋、北千住及び錦糸町の3つである。池袋及び北千住の各センターは、都市型公設事務所（東京パブリック法律事務所及び北千住パブリック法律事務所）を併設しているという特徴を有していたが、東京パブリック法律事務所においては、2021（令和3）年8月の移転を機に併設を解消した。

また、町田センターは、従前、第一東京弁護士会の公設事務所（町田シビック法律事務所）に併設されていた法律相談センターであったが、同事務所の廃止に伴い、新たに東京三会が共同で運営することになったものである。

#### (2) 法律相談センターに関する現状認識

法律相談センターは、当初は、市民の司法アクセスの確保のために設置され、いつでも誰でも、弁護士に相談をすることができ、解決策を検討できる場所として設置され、以後現在に至るまで長年にわたりその役割を果たしてきた。

近年は、相談件数の減少が顕著であり、相談者から徴収する相談料収入、事件処理にあたった会員から徴収する納付金収入に比して、その運営コストが上回る事態が発生し、法律相談特別会計の収支は、2014（平成26）年度には、5945万円の赤字となった。その後、会員から徴収する納付金率の引き上げ、相談担当者の日当の減額等の施策により、201（平成28）年度は、894万円の黒字となったものの、2017（平成29）年度は、605万円、2018（平成30）年度は、184万円、2019（令和元）年度は新宿法律相談センター及び蒲田法律相談センターの移転費用等の支出があり1266万円の赤字となっているが、2020（令和2）年度は、331万円の黒字となるなど、相談件数に応じた各センターの縮小、移転を継続的に検討、実施し、収支の均衡を目指した活動がおこなわれており、今後の動向も注視していく必要がある。

#### (3) 法律相談センターが担う役割

##### ア 司法アクセス障害の解消

法律相談事業は、前記のとおり、市民の司法アクセス障害の解消という公益上の目的を有する。

##### イ 業務機会の確保

民事事件自体が減少する傾向にある中、会員は、法律相談担当者に選任された場合、年間一定数の法律相談の相談担当者となる機会を得ることにより事件受任の機会を確保す

るという機能がある。

#### ウ 教育的機能

法律相談は、相談担当者において、相談に回答するための前提となる法的知識を有していることはもちろんであるが、必要なポイントを限られた時間内で聴取し、的確な回答を行うことを求められる法的サービスである。対話方法を工夫し検討するなどしてその技術を深化させていくものであり、これには、一定の経験を要する。しかし、法曹人口の増大、相談件数の減少により登録間がない弁護士が法律相談技術を獲得できる機会は減っている。これらの者に対する相談技術の研鑽の機会を設けることは、10年、20年後の長期的な視野でみると、適切な法的サービスの提供が継続、保証されるという点で弁護士のみではなく社会において極めて有用である。

相談者に対し、十分な法的サービスを提供できることが前提となるが、相談業務の経験が十分ではない弁護士に対し、法律相談業務を経験することあるいは経験を積んだ弁護士と同席して相談業務（いわゆるOJT相談等）を行うことは、弁護士に対する教育としての側面があり、法律相談センターの今日的役割と評価できるものである。

#### (4) 今後の法律相談センターのあり方

法律相談センターが担うべき役割は、社会や弁護士会内外の情勢に応じて、変化しているが、市民、会員いずれの立場に立ってもその役割の重要性は論を俟たないところであり、法律相談事業が収益事業として成立をしなければならぬと軽々に論じることは相当ではない。

一方、全国的にみられる法律相談件数の低下や運営コストの負担については、弁護士の業務を取り巻く環境が厳しさを増している現状にあつて無視し得ないものであり、法律相談センターの運営について会員の負担に見合う成果や意識を維持できているかについて、慎重な検討を行う必要があり、短期的、中長期的視点から今後のあり方を検討する必要がある。

短期的には、現在の新型コロナウイルス感染症の流行状況の下において、感染流行初期段階では、面接相談事業の一時中止を余儀なくされたが、感染拡大に伴い様々に生起する法的問題の解決のためには、相談者、相談担当者及び相談センターの運営スタッフの感染防止を図りつつも、重要な社会インフラの一翼を担うものとして、常時対応が可能な法律相談センターの運営方法、相談方法を早急に検討することが必要であった。各センターでは面接相談事業を順次再開し、2020（令和2）年11月からは霞ヶ関センターでのオンライン相談を実施する取り組みがなされ、さらには、紹介センターを利用した有料オンライン相談、弁護士紹介等、社会の変容に即した改革が行われており、時期にあわせたものとして評価されるものである。

また、中長期的には、前記の相談件数の低下をふまえ、需要に合致した相談体制を整備する必要がある。2019（令和元）年度においては、蒲田、新宿の各法律相談センターについて、それぞれ、相談件数に見合ったスペース等で運営することにより、コストを削

減すべく移転作業を進め、完了したことは評価される。2020年度は、池袋法律相談センターの縮小を決め、2021（令和3）年8月にはその移転を実現させ、北千住センターについても大幅な態勢縮小（法律援助相談と生活保護相談に限定）を実施したことも重要な施策である。

今後も、法律相談センターに求められる役割を引き続き担いつつも、現状の相談件数に見合った運営を目指していく必要がある。ただし、相談件数の減少の背景に、法テラス相談の拡充等の要因の他、既存事務所による広告、インターネットの普及による市民の法的知識の獲得機会の増加等による司法アクセスの改善が指摘できるとしても、社会に流通している情報の質について必ずしも担保がなされているとは言えず、市民は、自分が頼るべき専門家について、多数の情報の中から自分の意思と責任で選別することが求められるが、これは容易ではない。

このため、市民からの一定の信頼を獲得し得ている弁護士会が設置運営する法律相談センターの縮小等を検討する際には、この点についての配慮を十分にする必要がある。

この点もふまえ、今後は、弁護士会が提供する法律相談のあり方として、いわゆる箱ものの法律相談から市民から求められる適切な能力のある弁護士を紹介する弁護士紹介方式にシフトしていくことを積極的に推進していくべきである。

以上述べたように、法律相談センターは、その担う役割の変化に応じ、運営方法を引き続き見直し、市民のニーズに的確に応える事業運営することはもとより、会員、ひいては、社会のインフラの一つとしてその機能をより深化させていくことが肝要である。

以 上